

健康管理規程

はじめに

この規程は、クルーと株式会社クラッソーネ(以下「会社」といいます。)の信頼関係を保ちながら、良い就業環境を築いていくことを目的として、健康管理における規程を制定したものです。

- 第1章 基本となるきまり
 - 第2章 健康診断
 - 第3章 予防接種
-

附則

1. この規程は、2014年1月1日から実施されます。
2. この規程を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて行います。

第1章 基本となるきまり

■ 目的

● 第1条

正社員

アルバイト

この規程は、会社におけるクルーの健康管理に関する事項を定めたものです。

■ 適用範囲

● 第2条

正社員

アルバイト

この規程は、会社に勤務する全てのクルーに適用されます。ただし、アルバイト等働き方が特殊なクルーについて、個別の定めをした場合は、その定めに従います。

■ 規程を守る義務

● 第3条

正社員

アルバイト

クルーと会社は、この規程を守り、お互いに協力して健康状態の維持向上と社業の発展に努めなければいけません。

第2章 健康診断

■ 健康診断を受ける義務

● 第1条

正社員

アルバイト

クルーは会社の指定する期日にあわせて、健康診断を受けるものとします。

■ 雇入時の健康診断

● 第2条

正社員

アルバイト

新しく入社したクルーは、入社時に健康診断証を提出することとします。やむを得ず入社に間に合わない場合は、自己負担で健康診断を実施しなければなりません。

● (2)

前項の健康診断における検診項目は下記の通りとします。

1. 診察等(問診、視診、触診、聴打診等)
2. 身体測定
3. 血圧測定
4. 尿検査
5. 血液検査
6. 胸部レントゲン検査

■ 定期健康診断

● 第3条

正社員

アルバイト

雇入時の健康診断とは別に、クルーは毎年10月に定期健康診断を受診します。

● (2)

下記の基本項目はクルー全員が受診するものとします。

1. 診察等(問診、視診、触診、聴打診等)

2. 身体測定
3. 血圧測定
4. 尿検査

- (3)

下記のオプション項目は希望者のみが受診するものとします。

1. 血液検査
2. 胸部レントゲン検査

- (4)

健康診断の費用について、基本項目は会社負担、オプション項目は自己負担とします。

- (5)

クルーは会社に対して健康診断結果を提出し、会社は結果を5年間保存・管理するものとします。

- (6)

クルーの健康診断時には、クルーの家族も実費負担にて健康診断を受けられるものとします。

- 再検査・精密検査

- 第4条

正社員

アルバイト

健康診断時に要検査もしくは要精密検査という診断がされたクルーは、再検査を受けるものとします。

- (2)

再検査費用については、クルーが負担します。

ポイント解説

現状の診断項目は決して多いとはいえませんが、業績の安定に伴ってオプション項目を基本項目へと移していく予定です。

また、長期的には再検査や家族の健康診断についても費用の補填を行っていくとともに、健康面のコンサルティングサービス「仮称:メディカルクラッソーネ」の提供も行っていきたいです。

第3章 予防接種

■ 予防接種

● 第5条

正社員

アルバイト

クルーは世間の情勢にあわせて予防接種を行い、感染症の予防に努めるものとします。

● (2)

健康診断を受診する期間で予防接種の実施が可能な場合は、健康診断と同じタイミングに実施を行うことが出来るものとします。

■ 規程を守る義務

予防接種の費用については、クルーの自己負担とします。

ポイント解説

インフルエンザをはじめ、感染した場合に社業に影響をきたすような感染症の予防接種費用については、半額程度の補助が出来るようにしていきたいです。